

令和4年 第13回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和4年11月29日（火） 午後1時30分～午後2時25分
場所 — 高層館12階 建設局会議室
出席者 — （委員）中井委員長、星原委員長代理、松井委員、山口委員
（事務局）三谷事務局次長、新家主幹、清瀬係長、井上主査

（中井委員長）

ただいまから、第13回選挙管理委員会を開催します。

今日の案件は、令和5年の統一地方選挙について、特に堺市長選挙の対応について、ご協議をいただく予定にしております。

特例法が正式に公布されましたので、それを受けての本日の臨時の選挙管理委員会の開催となったわけです。

それでは事務局、お願いします。

（三谷事務局次長）

それでは、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の公布施行について、事務局より報告をさせていただきます。本件につきましては、10月の選挙管理委員会の際に国会に法案が提出された旨のご報告をしていたものでございます。令和4年10月14日閣議決定、同日国会に提出された後、11月11日に参院の本会議で可決成立しておりました。同月18日公布施行となりましたので、ご報告いたします。

次第をめぐっていただきますと紙1枚でございます。概要について、もう1回、おさらいの意味でご報告をさせていただきます。

まず地方議会の選挙期日につきましては、令和5年3月1日から令和5年5月31日までに任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、都道府県指定都市の議会の議員及び市長につきましては前半日程ということで、令和5年4月9日になります。指定都市以外の市町村の議会の議員及び長につきましては、後半日程4月23日になってございます。

それと、任意の規定でございますが、令和5年6月1日から令和5年6月10日までに任期が満了することになる地方公共団体の長の選挙については、政令指定都市ですと統一地方選挙の前半日程の4月9日と同日とすることができるものとなってございます。

なお、4月9日に同日で執行する場合については、令和5年1月8日までにその旨を告示しなければならないこととなっております。

それから、令和5年の統一地方選挙のスケジュールでございますが、知事選挙については令和5年3月23日が告示日で、都道府県議会議員と指定都市の市議会議員の告示日が3月31日となっております。

事務局からの公布施行に関する報告については、以上でございます。

(中井委員長)

はい、ありがとうございます。

事務局の説明を踏まえまして、堺市選挙管理委員会として、この臨時特例法に基づき、どのような立場で、臨んでいくのかについて、率直な意見交換をさせていただきたいと思います。

議論をするのが、初めてのことになりますので、今日、結論を出すのは難しいと思いますが、意見交換をして、次、12月に定例会の開催を予定しておりますので、その日に結論を出していきたいと考えています。

それでは、限られた時間になるかもしれませんが、各委員さんの方で、今回の特例法を踏まえた上での、堺市選挙管理委員会として、どのような考え方で臨んでいくかということについて、意見を出していただければと思います。どなたからでも結構です。

(三谷事務局次長)

委員長、今日の会議に先立ちまして、課題としていただいていたものが3点ございますので、その件の方を先に事務局からご報告をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(中井委員長)

はい、結構です。

(三谷事務局次長)

以前、委員さんの方からご下命ありましたものですが、報告する事項といたしましては、統一地方選が4票になった場合の狭小投票所の対応をどうするかという問題と、あともう一つは、選挙経費で約1.1億円削減効果があるという試算の、その内訳についてということ、もう一点は、大阪市のケースでございますが、4票同日にやった場合において、その投票率への影響がどうであったかと、あるいは、一回に投票する票数が増えたことによって無効投票率がどうなったか、以上3点の部分についてのご指示がございましたので、順番に報告をさせていただきます。

まず1番目の狭小投票所の件でございますが、現在堺市で設置されております132か所の投票所のうち、小中学校以外の施設というのは、全部で49施設ございます。

そのうち、4票選挙を執行するに当たって何らかの対応が必要なところの箇所数というのは、概ね35か所になってございます。

それで、その35か所のうち、別の施設を求めるとか、あるいは投票区の統合といった何らかの変更が必要なものがだいたい全体の3割で、残りの7割につきましては、当該場所でのレイアウトの変更等の工夫を凝らしまして、対応できる予定になってございます。1点目の報告は以上でございます。

次に、2点目の経費の内訳の部分ですが、市長選挙を統一地方選挙と同日に実施して4票にした場合で、経費の減少する項目といたしましては、委託料約4800万円、

人件費が約 4400 万円、役務費が約 3000 万円、需用費が約 580 万円、使用料及び賃借料が約 300 万円で、減少する分として約 1 億 3000 万円程度を見込んでおります。委託料の主な中身といたしましては、投票所の事務従事に当たる人材派遣の委託料でありますとか、入場整理券を作成するための電算事後処理業務という委託料、投開票集計のシステムなどの選挙システム類についての S E の運用支援の業務、そういった費用が約 4800 万円になってございます。

人件費の主なものとしましては、職員の休日時間外、夜間勤務手当、それと会計年度任用職員の報酬が約 4400 万円となっております。

それから入場整理券を郵送で発送するために必要な郵送料とか、選挙用の投開票物品の運搬費、コロナ対策用の備品や消耗品、床の養生用のビニールシート、各種印刷物などの印刷料が約 580 万円となっております。

なお、4 票になったことによりまして、増額となる経費としましては、投票用紙記載台であるとか、投票箱、投票用紙の交付機、開票に使用する計数機等の機材の購入に係るものが約 1900 万円ということで、だいたい差し引きしまして、約 1 億 1000 万円程度の減が出るというような試算となっております。

続きまして、前回の統一地方選挙の際に、4 票選挙になりました大阪市の各投票率について、ご報告を申し上げます。

平成 31 年 4 月 7 日執行の統一地方選挙におきまして、大阪市長選挙の投票率が、52.70%、大阪市議会議員選挙は 52.18%、大阪府知事選挙が 52.74%、大阪府議会議員選挙が 52.61%となっております。

それぞれ一つ前の応当する選挙の投票率を申し上げますと、大阪市長選挙と大阪府知事選挙が平成 27 年 11 月 22 日に執行されておきまして、その際の大阪市長選挙は 50.51%、大阪府知事選挙におきましては 50.55%でございました。

大阪市議会議員と大阪府議会議員の一つ前の選挙は平成 27 年 4 月 12 日の統一地方選挙でございまして、こちらの方は大阪市議大阪府議とも 48.64%となっております。

ですので、4 票になったときの数字は、全てその応当している選挙の一つ前より若干ですけれども、高くはなっております。

だいたい 1.2%から 2%ぐらいですので、増えているというのか、ちょっとあまり変わらないかというのかは、ちょっと微妙な数字ではございますが、少なくとも全体比較で見ると、低下はしていないということは申し上げられると思います。

それと併せまして、無効投票率でございます。この無効投票率というのは、無効投票数が投票者総数に対し、どれだけ占めているかという割合でございます。

平成 31 年、大阪市内で 4 票になった際の各選挙の無効投票率を申し上げますと、大阪市長選挙が 1.46%、大阪市議会議員選挙が 1.66%、大阪府知事選挙が 1.35%、大阪府議会議員選挙が 2.73%でございます。

それぞれ一つ前の選挙、平成 27 年 11 月 22 日執行の大阪市長選挙、知事選挙ですが、大阪市長選挙が 1.70%、大阪府知事選挙が 1.58%、大阪市議と大阪府議の一つ前の選挙は 1.53%と 3.53%となっております。

平成 27 年と平成 31 年を比較しますと、大阪市議選挙だけが約 0.13%程度無効投票が増えてはおりますけども、その他の無効投票率については皆下がっております。全体的には投票者数が増えても、無効投票はそれほど増えないというふうに考えます。事務局からの報告については、以上でございます。

(中井委員長)

今の報告も踏まえまして、委員さんの方から、特例法を受けてのご意見などをお願いします。

(星原委員長代理)

委員長、よろしいですか。

(中井委員長)

はい、どうぞ。

(星原委員長代理)

今事務局の方から、3 点にわたりまして報告がございました。特例法が法施行されたということで、今、この委員会が開かれているわけでございますけれども、堺の市長選挙を前倒して統一地方選に合わせて 4 票選挙としてやる方がいいのか、それはまた別で、市長は市長で単独でやった方がいいのかという判断を今、私たち堺市の選挙管理委員に求められているわけございまして、今事務局の方から報告がありました 3 点にわたる内容、まず 1 点目の狭小投票所の中で、全体的には 35 か所あるということで、その中の 7 割は当該地、今までの場所でレイアウト等の変更で対応できる、但し 3 割のところは、それができないと、ですから、場所を変えるとか、統合するとかというような対応をせざるを得ないというご報告がございました。

私が個人的に地元の投票所で投票しているところは、地元の自治会館でございまして、非常に狭小な会館でございます。前々回、衆議院選挙があったときなんかでも、小選挙区と比例区、そして国民審査という 3 票の選挙をやるにはですね、非常に狭いという中でいろんな役を関わってる人たちがたくさんその中にいらっしゃるということで、特に今のこのコロナ禍の中で、そういったところでの選挙は果たしてどうなのかというところを非常に危惧はしております。記載台も二つぐらいしかないとかですね、そういった中で、待ち時間とか順序についても、非常に狭いので、これが 4 票であることによって、果たして可能なかどうかというところで、具体的な先ほどの 35 か所のうちの 3 割というところが、私が投票に行っているところが入っているのか入っていないのかっていうのはちょっとわかりませんが、そういったところもあるということで、どうなのかなという一つの疑問はあります。

他の 35 か所のうちの 1 か所に私が行っている投票所は入っていると思うんですけども、それ以外の 34 か所の投票所は存じてませんので、これを一つ一つ確認に行くということも、時間的な経緯もあって、非常に無理だと思うんですけども、また改

めて事務局の方をお願いをして、私が行ってるのは西区の鳳東町ですけれども、野田会館というところ、ここはどういう対応なのかということ、また後で結構でございますので、お知らせいただきたいと思います。そこが例えば当該地でレイアウトを変更して、可能だということであれば、どのようなレイアウト変更ができるかということも、あわせて教えていただければと思います。

それから2番目に経費のことです。

今までの報道等でも、そのことについてはですね、この4票選挙にすることのメリットとして、そのことが報道されております。これは私もその通りだというふうに思いますが、ただ、厳密に細かく言っていくと、若干委託料であったりとか、人件費というものが3票選挙から4票にすることによって、人員も増えるでしょうし、時間もかかるだろうというふうに想定はされますので、そうなってくると、この委託料であったり、人件費というものにどう影響してくるのか、先ほど事務局が、およその数字を述べていただきましたけれども、果たしてその数字で間違いないのかどうか、これは、こればかりは終わってみないとわからないと思うんですけども、当然これから委託する場合なんかでは、入札等にもかかわってきますので、その金額というのも、どういうふうになるかというのは、不透明でございますので、一概にその金額が確定するわけではないというふうには思いますけど、一緒にやることのメリットとして、経費が削減されるというところについては、私も同感だなというふうには思います。その上で増額する部分、いわゆる備品関係等は、およそ1900万円ということでございますから、それがプラスされて、差し引きということでの金額だと思いますが、こればかりは、果たしてそれが予想通りにいくかどうかというのもわからないと思います。

このことについてはちょっとまた後で申し上げたいと思うんですが、それと大阪府と大阪市が平成31年に4票選挙をやっておりますして、投票率及び無効票ということでのご報告がございました。

投票率は概ね50%を超えて、堺の市長選と比較すると、どうなんですか、10ポイントぐらい高いですかね。

これはなぜかという、よくよく言うんですけど、過去の大阪市の市長選挙の投票率の推移を見ないとわからないと思うんですけども、やはりこの平成31年という時には、ネームバリューのある候補者、そして本当に市民の有権者の関心が非常に高いという、そういった中での選挙というのがあったかと思えます。

ですから、市長選、知事選ともにですね、議員選と同じような推移を示しているということが言えるのかなと。大阪市に限って言うと、その前の平成27年の選挙とも、やはり50%を超えてるわけですので、そういう関心の高い選挙というのは、投票率は高くなるということではないかなというふうに思います。

無効票についてなんですけれども、平成31年と平成27年を比較すると、そんなに差異、大差はないということでもございました。

ただ、私が大阪市の選挙管理委員会のデータを取っていた時に、平成27年とか、またその前の結果調べというのは、ホームページ上で公開されてるんですけど、平成

31年については、結果調べは公開されていなかったんですね。それで、ちょっとそういう数字はわからないのでということで、お願いをした経緯がございます。

その結果調べの中で、選挙管理委員会としての公表というか、そういう内容も本当は知りたいなというふうには思っております。で、私が思うところはですね、やはり経費というところで委託せざるを得ない、そういう業者さんに委託をしないといけないというジャンルは当然あるかと思うのですが、投票及び開票となると、市職員の皆さんがやっぱり関わりが多くなるわけでございます。公務員の試験を受けるという時の中で、やはり自分がどこに配属されるかという、その所属のそれぞれの仕事をしっかりとやるというのは、もうこれは当たり前の話なんですけど、それに加えて、やはりこの選挙事務と、それから災害救護に対する仕事ですね、これについては、市職員、公務員としての必須事項でございますので、こういった市職員の方々に対する研修というか、これについてはちょっと今までも聞いてなかったもので、今日は初めてお聞きしますので。この辺がもし、わかるようであれば、教えていただきたいなというふうに思います。

(三谷事務局次長)

まず、いつもやってることなんですけど、新規採用の職員が入ってきますと、必ず、時間はあまり長くはないのですが、だいたい30分～40分くらい、選挙事務について、うちの職員の方が、新採研修の会場に行って、説明をしております。

それから、区選管の職員など他の課から転課してくる者に対しては、うちの方の職員が新任研修を行っております。また、ポスターとか政治活動用事務所の立看板の掲示違反についての説明会を行ったりしております。これらが平常時のものでございまして、選挙従事に関しましては、市選管の方で、投票事務管理者及び職務代理を対象とした説明会を必ず開催しております。

(新家主幹)

期日前投票が始まる前に、各区選管で期日前投票所のリハーサルを行っております。

それから、開票につきましても、主に審査係について、判断、判例とかを踏まえて、そういった説明会をさせていただいております。あと、開票が始まる前に、一応、シミュレーションの方を、各区選管の方でしております。そういったものが選挙事務について行っているものです。

(星原委員長代理)

まず、それなりにしっかりと対応してるという理解でいいのかなと思います。また、職員の皆様も、休日であったりとか時間外であったりとか、そういった対応を一生懸命やっただいてるというところについては、大変感謝をいたすところではございますけれども、全ての方が、選挙事務の執行という形の中でどうなるのか、というのは、ご存知のように、前々回の参議院選挙で、美原区で、投票した個人の候補者が、票が出てない、ゼロ票だったということで、今裁判が継続されてるかと思います。幸

いにもその方は、当選をされておりますので、その時の市長コメントもはっきりと覚えてませんが、そういう事が生じたことに対しての遺憾の意を市長も示しながら、しっかりと職員の教育をしていきたいというようなことだったと思うんですけれども、そういう事実もございます。

一方で、比例と小選挙区の投票用紙の交付間違いも、現実に堺市の方で発生しておりますし、先ほどありました期日前投票所もしくは本番の投票所等でも、従事者と、有権者とのトラブル、そういったことも耳にしておりますし、いろんな形で、そういうことが現実として起こっているということの中で、やはり、今まで以上に市職員の皆さん、そしてまた、委託業務を受けた方々、従事していただく方々に対する教育というものも、やはり一方では、今まで以上に充実をさせないといけないんじゃないかなというふうにも思います。

そういった中で、これは今後の課題としてですね、あるのかなとは思いますが、そういう事故なくというか、そういう選挙がやはり一番望ましいわけですから、有権者一人一人が一票を投じたその票によって、市長なり、知事なり、そしてまた堺の市議員の方々が選出をされていって、4年間を託すということですから、やはり重要な選挙については、よくよく考えてやらないといけないんじゃないかというふうに思います。

私的には、今お聞きした内容をもう一度じっくりと精査をさせていただきたいなというふうに思いますので、私の方は以上でございます。

(中井委員長)

他の委員さんはどうですか。

(松井委員)

今回の対応については、特例法の目的を踏まえた上で、対応していくことが肝要だと思います。

ここで事務局に確認をしておきたいのですが、先ほど星原委員からも質問がございました狭小投票所の対応ですが、対応が必要な箇所35か所、そのうち投票所を変更するなり統合するなりのところは30%、約10か所、これは変更や統合をすることで、投票所の開設は可能なのですか。

(三谷事務局次長)

はい。10か所について、投票区を統合してひとつの小学校にするとか、元の場所より広い場所を確保したということで、だいたい3割ぐらい変更している部分については、問題なくできると考えております。

(松井委員)

経費ですけれども、今、事務局の試算では、約1.1億円の節減、これは、市長選を別にするよりも一緒にすれば、経費が節減できるというのは、それはもう、一般的な

認識であると思います。その額が1.1億円になるのかどうかは別として、経費の削減を図れるということは、間違いないことです。

狭小投票所の対応もできるとのことですので、これらを踏まえて、次の定例会で対応について意見を言いたいと思います。

(山口委員)

皆さんと重複する部分もあるんですけども、まず、投票場所の確保、完全にできるか、加えて、その場所でコロナの対策がきちりできるのか、8波、9波が来たときの対応ができるものであるのかということと、投票率ですね、4票にした時に上がるのか、どちらのほうにメリットがあるのか、コストが下がるという点は確実なので、その辺を踏まえて、次の委員会で判断したいと思います。

(中井委員長)

12月10日の定例会で、改めて、この件についてまとめるように努力したいです。他にないですか。今日の会議で出しておくことはないですか。

(山口委員)

先ほど、事務局、単独にする時に、予算は堺市が予算化する、4票の時は、府の選挙は府の方から予算化される、それが織り込まれた数字ですよ。

(三谷事務局次長)

そういうことです。

(星原委員長代理)

ちょっとこの議題外のことになると思いますけれども、いろんな制度の問題で可能かどうかというのはわかりませんが、ポスターの掲示場とか、その材料なんかも使いまわしをすとかで、もし、これが3票選挙と市長単独選挙となった時には、3票選挙で使った垂木とベニアをまた活用するというようなことは、実際にどうなんでしょうか。それは可能なんですか。

(三谷事務局次長)

期間がどれくらい空いてるかっていうところが、ちょっと問題になると思います。

(星原委員長代理)

今回の堺の場合でしたら、市長選挙を単独でやる場合に、市長の任期が6月8日ですので、その前のどの段階かということになってくると、長くても2か月間は後になってるんですけど、そういうような形というのは可能なんですか。

(三谷事務局次長)

2か月空くと、なかなか保管場所であるとか、保管場所がないと立てっぱなしになりますので、借りてるところではできかねるというのがあるのと、もったいないというものの、保管場所の件もありますので、やっぱり1回除却して、もう1回立て直すっていう形でしょうか。

1回だけ、市長選挙と解散総選挙をほぼ繋がって執行したことがありまして、その時はちょうどまい具合に、もともと市長選で使ってた杭をいかして、その横に立てて、同じように付けました。

それは、明らかにもう1回立てるよりもそれをいかした方がより安くなるっていうことの説明がつかしましたので、契約の担当の方も、一応そういう形で安くつくという理由での随意契約を認めてもらったのですが、普通2か月空いた場合はそれぞれ1件ずつ原則入札という形になりますので、2か月空いた場合はそのままその廃材を活用するとしたら、選管の方でどこかの保管場所を確保してそこに置いておいて、しばらくシートか何かをかけて雨をしのいで、それを次の契約のところで提供するみたいな形の契約にしかならないと思いますので、やるとしたら、場所の確保ができれば、そういうことも可能かとは思いますが、現状ちょっとあまり余剰の土地ってのがございませんので、なかなか難しいのではないかと考えております。

(星原委員長代理)

参考までにお聞きしました。

(中井委員長)

山口委員さんの方からちょっと質問がありました、コロナの対策は大丈夫なのか。

(三谷事務局次長)

狭小の投票所では、各区選管事務局の職員が現地へ行きまして、投票箱など置いて、現地を見た上で、レイアウトを考えております。

現状におきまして、密対策ということで、混雑してきて中が混み合いそうになった時は、申し訳ないですけども、ちょっと表で待っていただいて、その後、廊下とか外のところで、入場制限をするような形で密にならないような形で人を流すようにしてございます。

ですので、前回と同じように、手指消毒とか、換気とかそういったところの対策をしますし、あと、そういう形で後ろに列が長くなる可能性もございますので、そういうような投票所につきましては、その管理者と区の意見を踏まえまして、整理をするような人員、警備員か職員になるかはわかりませんが、そういうところはそういう形で追加人員の配置をして、健康対策、密対策もやろうというふうに考えております。

(中井委員長)

今の考え方でよろしいですか。

(山口委員)

はい。

(中井委員長)

星原委員さんからも質問がありました、投票所の変更が3割ほどあるとのことですが、それはいつごろまでに目途がつくのですか。

(三谷事務局次長)

一応、今月中に、各区の部分で調整することになっておりまして、ほぼ終わっておるんですけども、ちょっとまだ若干残ってるところもございまして、一応今月中、来月早々には確定するものと思っております。

(中井委員長)

なかなか、調整は簡単ではないと思いますが、よろしく願いをしたいと思えます。

(星原委員長代理)

この議論に入ったときに、私も一番どうなのかなってということが、先ほど冒頭申し上げましたように、有権者の市民の皆さんが一票を投じて、議員なり、また、首長を選ぶという選挙でございまして。これは4年間をその方々に託したいということでの投票行動だと思います。それが選挙人の民意として投票をされるわけございまして、それが例えば、市長選を前倒しして、4月9日に4つの選挙を同時にした時に、現行の市長の任期は、6月8日は揺るぎないということは、4月9日に選挙があつて、およそ2か月後にですね、現在の市長は任期を全うされるということになるわけですし、これは継続して市長が再選されれば、全然支障なく、そのまま継続でいくわけですけど、いくら現市長がよくても、一生涯ずっとこれから何十年も市長をやり続けるかという、そうじゃないと思えますし、やはり変わるときが必ず来ると思うんですね。その時にやはりこの2か月間の空白というのは、過去にもこの特例法が施行されて、その当時は首長だけではなくて、議員の方も、特例法があつたんですね。その議員の方々が、選挙で選ばれてるにも関わらず、堺でいうと2か月後にしか議員としては仕事ができない、その民意を反映させることができないということの是非というものが、マスコミ等でも大きくクローズアップされて、これはもう議員の方々の分については、もうすでにこの特例法が施行された平成7年からすると、もう解消されてるわけですけども、今回の特例法で、堺が、この期間の中に入ってますので、この辺の考え方というのは、事務局としてはどうお考えですか。

(三谷事務局次長)

臨時特例法、阪神淡路大震災で始まったというところも、そのままになっておりまして、今のまま臨時特例法の形でいきますと、やはり、この4年後、同じようにもう1回そのできる規定が残ってればですけども、またもう1回4票を同日にするのかしないのかというふうな議論は、また出るもんだろうと考えております。

神戸にその辺りを聞いてみたのですけれども、どうもその最初のときは、阪神淡路大震災でその時にどうしてもこれはやむを得なかったと皆さんはだいたい理解しておられたので、特にこれが問題ということにならなかったようです。

ただ、いろんな自治体の議事録なんかを見ても、それが4回5回で20年ぐらいになってくると、やっぱりそれは問題じゃないかっていう声が出てくるみたいで、よくわかりませんが、ひょっとしたらその過去の経緯を知らない方に20年経ったら人の入れ替わりもありますので、そこで素直にその2か月間ずれているというのはおかしいんじゃないかとか、あるいは、逆に、当選が決まっています、その任期が始まる前に、非常の事態が起きたときに、果たしてこのままでいいのかとか、そういうような議論が、議会とか、あるいはマスコミの方なんかの中であつたように聞いてございます。

それと、議事録の中で見ますと、その2か月間のずれが、議会で運営に問題がないっておっしゃる立場と、実は議会運営がちょっとしくいんだっていう立場も、その辺本当にどう難しいのかよくわからないんですけども、ちょっとその辺は議会の中でも意見が分かれているという、2か月のずれで本当に議会運営の方が難しいのか、それともそうでもないというのかは、その人によって意見が分かれるところでございます。

(星原委員長代理)

議員という立場と、首長という立場では、大きな開きがあるかと思しますので、わかりました、参考にさせていただきます。

(中井委員長)

今、星原委員さんの方からの質問が出て、事務局から神戸市さんの事例を挙げただけでしたが、神戸市がどういうふうな議論を積み重ねて来られたのかの資料を、今度の12月の会議までに、読ませていただく必要があるように思います。

(星原委員長代理)

できたら、それまでに欲しいですね。

(中井委員長)

入手できた段階でね。

(三谷事務局次長)

5市ぐらいありまして、市によって濃淡があったように思います。

(星原委員長代理)

神戸市のものでいいです。元々、この特例法は阪神淡路の震災の時にできたものから。

(三谷事務局次長)

その辺は神戸市にお願いしまして、その辺の議論の経過がわかるようなものを集められるだけ集めさせていただきます。

(星原委員長代理)

確か、神戸の場合は、議会議員ですよ。

(三谷事務局次長)

はい、そうです。

(星原委員長代理)

よろしくをお願いします。

(中井委員長)

それでしたら、本日の選挙管理委員会の質疑の中で出ましたポイントを踏まえ、各委員さんが12月10日の選挙管理委員会までに十分掘り下げて、また新たな観点が出るかもしれませんが、ご検討をしていただきたいと思います。

4票選挙で臨むのか、あるいは本来の市長単独選挙で臨むのか、影響がどう出てくるかわからないところがありますので、良い影響が出れば、何の問題もないのですが、そうでないような影響が出たら、困るわけですので、堺市選挙管理委員会として、その決断の重さというのは非常に大きなものがあろうかと思っています。まだ少し日にちがありますので、ご検討の方、各委員さんよろしくお願いを申し上げます。

案件1はここまでですが、その他案件はないですか。

(三谷事務局次長)

本日は、特にその他案件はございません。

(中井委員長)

それでしたら、堺市長選挙の対応について、本日の選挙管理委員会の場で審議をいたしました。本日のところは、これを持ちまして、終了させていただきます。12月10日に向けて、なんらかのまとまった結論が出せますように、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で散会いたします。